

## 三重県環境審議会第3回土砂条例部会 議事録

日時：令和6年11月13日（水）10：00～12：00

場所：三重県勤労者福祉会館 2階 第2会議室

### 開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただいまより、三重県環境審議会条例第7条の規定により設置されました「三重県環境審議会土砂条例部会」の第3回部会を開催させていただきます。

本日、進行させていただきます大気・水環境課班長の村田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、廃棄物対策総括監の西田よりご挨拶申し上げます。

（西田廃棄物対策総括監挨拶）

（事務局）

本日は、委員4名全員にご参加いただいております。

続きまして議事に入ります前に、委員の皆様にご挨拶いたします。審議会につきましては、原則公開とされているところですが、本日の傍聴につきまして、改めて公開の可否についてお諮りいたします。

今回の議事について、公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

（意見なし）

ありがとうございます。異議なしということで御了解いただきましたので、本日の部会は公開とさせていただきます。

それでは傍聴者の方へお願いがございます。傍聴要領に従いまして審議の方を傍聴いただきますようよろしくお願い申し上げます。これに反する場合は退室をお願いする場合がございますのであらかじめご了承ください。

また審議の進行中は議論に集中していただきたいと思っておりますので、写真撮影等されるということであれば、後程御案内しますので、冒頭のみでお願いします。

（事務局）

【事務局説明（略）】配布資料の確認 事項書、資料1～6、参考資料1

資料の不足等ございませんでしょうか。もし議事の途中で不足等にお気づきになられた場合は、そのときでも結構ですのでお申しつけください。

写真撮影を終了したいと思いますが、特によろしかったでしょうか。

それでは議事の方に入らせていただきたいと思います。ここからの進行については、岡島部会長、よろしくをお願いします。

## 『「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）』

### に対する意見募集等の結果概要

（岡島部会長）

それでは早速ですが、事項書に従い議事を進めていきたいと思っています。

事項書の1番、『「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）』に対する意見募集等の結果概要から始めていきたいと思っています。

こちらについて、まず事務局から説明いただき、そのあと、委員の皆様にご検討をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）【事務局説明（略）】

『「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（中間案）』に対する意見募集等の結果概要 資料2

（岡島部会長）

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問ご意見いただきたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（委員）

住民の方々からの意見を拝見しますと、やっぱり予想されたところで、許可制から届出制に変わること、規制が緩んでしまわないかというご不安の声をいただいているところかと思っています。我々委員に関しましては、今までの部会を通じまして、「それによって規制が緩むことはない」ということを十分ご説明いただいて、理解していますが、一般の住民の方々に対してもやっぱりそれを、しっかりわかっただくというところで、今後の運用のやり方、特に土砂条例の検査に関して何か瑕疵が生じて、もし万が一、土壤汚染が発生してしまうということになると、やはり県への信頼というところも大きく損なわれてしまうかと思っていますので、今後の話になるんですけども、その辺りの土砂基準の調査・検査に関しては、しっかり運用していただければなというところが意見でございます。

（事務局）

ありがとうございます。当然のこととして、今後も届出制になっても、同様に土砂基準の確認をしっかりと行っていきたいというふうに思います。

(委員)

私の方から一点、県外や区域外からの持ち込みというところに対する不安も、何件か散見されました。

そちらは、区域面積や高さの基準に関して、不安の声があるという話が多かったかと思しますので、例えば「法の方ではこれだけで、近隣府県の方ではこれだけで、三重県だけが緩い」ということだったら確かに、三重県に県外から土砂が来る可能性が高いかなと思う方がいらっしゃると思いますので、そうではなくて、「他県または法と、ほとんど基準は揃えています。」みたいなことがあれば、ある程度の不安も払拭できるかなと思いますので、そういうところの情報開示に関して、また、そういう情報が、今後も継続的に県の方で、『近隣府県の基準等見定めながら柔軟に対応して変えていくような対応になってる』ということもお伝えしていけばいいのかな、と思いますので、そちらの方もご検討いただければと思います。

(事務局)

わかりましたありがとうございます。

他県の状況より三重県の方が緩いというような話になれば当然こっちに持ってこられるというのは十分に考えられますので、他県の状況を確認しながら、柔軟に対応していきたいというふうに思います。

(委員)

はい、先ほどおっしゃったところと同じことを思っていましたので、おそらくやはり、条例がもともとできる前の不安が住民の方にあり、もちろん法律（盛土規制法）の前ですけれども。三重県に条例がなかった段階で、条例がない三重県にいろんな土砂が来ていたのは事実で、船で運ばれていたという報道もありましたので、そういった辺りの不安がずっと続いているものだと思います。盛土規制法ができましたので、一定おそらく、そういった辺りのものは、規制の対象に今後はなるんですけれども、そういった不安をなるべく払拭できるような、これからもご説明が必要かなというふうには思っています。

(事務局)

ありがとうございます。引き続き住民への説明とかそういった辺りをしっかりとさせていただきながら住民の不安払拭を図っていきたいと思っています。ありがとうございます。

(委員)

よろしく申し上げます。

(委員)

今回条例に関するところは、主に土砂基準の方は、環境の方でしっかりしていくって  
いうことになるかと思うんですけども、やはり一部構造基準が残っていますので、盛  
土規制法を所管する県土と今後も密接に連携を取りながら、こういう条例とか法に抵触  
するような事例に関しては速やかに対応できるっていうことも、そういう体制づくりっ  
ていうのも、十分ご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

その他しっかりやっていきたいと思ひます。ありがとうございます。

(岡島部会長)

はい。ありがとうございます。それではよろしいですかね。はい。ありがとうございます  
ました。

それでは、事務局の方に関しましては、今、御意見いただいたものに関して、それぞ  
れ御対応をしっかりやっていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では続いて、2つ目の議事に移りたいと思ひます。

2つ目の議事は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方につ  
いて（最終案）」についての議論に移ります。

こちら最終案について、まず事務局の方からご説明いただき、その後、委員の皆様  
にご意見、ご質問等いただきたいと思ひますので、まずは事務局の方から説明お願ひいた  
します。

#### **「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について（最終案）**

(岡島部会長)

では続いて、2つ目の議事に移りたいと思ひます。

2つ目の議事は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方につ  
いて（最終案）」についての議論に移ります。

こちら最終案について、まず事務局の方からご説明いただき、その後、委員の皆様  
にご意見、ご質問等いただきたいと思ひますので、まずは事務局の方から説明お願ひいた  
します。

(事務局)【事務局説明(略)】

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について(最終案)

資料3

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について(最終案)

(概要)

資料4-1

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の改定に伴う規制対象行為と必要な  
手続き

資料4-2

(岡島部会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問等いただきたい  
と思いますがいかがでしょうか。

(委員)

最後のフローの一番左側で『埋立て等行為前』と『埋立等行為開始前』の違いは、ど  
う捉えればいいでしょうか。

(事務局)

『埋立て等行為前』は、埋立てを始めますよと、要は、計画とかそういうような段階  
で、『埋立て等行為開始前』は、許可を受けた後の埋立ての工事とか埋立てを実際に始  
める段階というようなイメージです。

(委員)

なるほど。その場合、2番目の『埋立て等の行為開始前』というのには、取り付け道  
路とか、埋立て行為をする前の工事みたいなものは、どの位置に入るんですかね。

(事務局)

許可の場合だと、許可を受けた後に入るということになりますが、届出の場合だと、  
そこ(埋立て行為をする前)の工事の部分について、特に規制をかけていないので、そ  
こはわかるように記載したいと思います。

(委員)

わかりました。「何か始まるのかな?」って、市民の方が思うタイミングっていうの  
が、きちんと市民に伝わるように。

(事務局)

そうですね。事前説明のタイミングで、そういった工事の内容等も説明できるように

できればと考えています。

(委員)

はい。お願いいたします。

(岡島部会長)

その他、何かございますでしょうか。

(委員)

ポンチ絵のところですけども、先ほどパブリックコメントで、基準に関してちょっと不安なところがやっぱり出てきてたので、法の構造基準※2のところにあったように数字を出していただければなと思いました。

(盛土規制法の) 宅造区域とか特盛区域とかを分けながら変えていくっていうのも大変かと思いますが、何か工夫のしどころはありますか。

(事務局)

その盛土規制法の基準とか、規模とかそういったところですね。

(委員)

それと、今回の条例基準は 3000 m<sup>2</sup>とか高さ 1 m 超というのはわかるのですが、この※2のところの下か、※2の説明のところでも構いませんので、何か数字があれば。少し安心感が出るのではないのでしょうか。

(事務局)

わかりました。検討させていただきます。

(委員)

法を知っているんで、すごい煩雑な数字になるというのはよくわかってるので、できる範囲でお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

(岡島部会長)

その他、何かございますでしょうか。

最終案に関して、こちらも、御意見、特にありませんでしょうか。大丈夫ですかね。

御意見ないようですので、それでは（２）はこれで終わりにしたいと思います。

（岡島部会長）

その他、全体を通して御意見がありましたら、ここでいただきたいと思います。何かございますでしょうか。

（委員）

最終案について細かい点はないのですが、今後、例えば、今回法律ができたので条例の改正ということになったわけですが、定期的な見直しというか、法律でも当然見直したりするわけなんです、そういった形の将来的な、何年に1回見直すみたいな規定っていうのは置かない形でしょうか。或いは、必要に応じて見直すっていうことはお考えですよね。

（事務局）

今後、盛土規制法が実際に運用されて、当然土砂条例も新しく運用されてくることになり、また、盛土規制法は5年に1回、指定地域を見直す規定もありますので、そういった状況も含めて、検討していきたいというふうに考えています。

（委員）

はい。ぜひお願いしたいと思います。まだ流動的なところがあると思うので、もう少しいろいろ落ち着いてきたらですね、改正すべき点はもしかしたら出てくるかもしれませんので、よろしくお願いします。

（事務局）

はい。ありがとうございます。

（委員）

私からも、法の規制区域っていうのが、まだ県の方でしっかり定まっていない流動的な状況というのはわかっていますので、そちらが決まりましたら、そちらの運用状況と、条例の運用状況、それこそ5年ぐらい経つと齟齬が出てきて、改善案っていうのが見えてくると思いますので、何かしら5年ぐらいのスパンで一回見直すような形っていうのをとっていただければと思います。よろしくお願いします。

（事務局）

はい、ありがとうございます。引き続き、その辺りも検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(岡島部会長)

その他、ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、委員の皆様、熱心に御検討いただきまして、ありがとうございます。

事務局の方に関しましては本日、御指摘、御意見いただいた内容をふまえて、最終案の取りまとめをお願いいたします。

取りまとめにあたっての進め方等ございましたら、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。本日いただいた意見をふまえて、最終案を取りまとめていきます。

取りまとめに際し、改めて各委員に御相談させていただくこともありますので、御了解をお願いします。

(異議なし)

ありがとうございます。

本日いただいた意見の反映状況とか、最終的な確認につきましては、岡島部会長にお願いできればなというふうに考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、その方向で進めさせていただきます。以上になります。

(岡島部会長)

ありがとうございました。

それでは、議事3その他は何かございますか。

(特になし)

それでは以上をもちまして、本日の議事は終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

岡島部会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様も、長時間の御議論ありがとうございました。

それでは本日の事項書の3つ目ですね、先ほどその他について特になしということで

したが、今後のスケジュールについてだけ少し説明する必要があるかなと思いますので、資料6に基づいて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

資料6をご覧ください。今までの経過ということで7月4日に三重県環境審議会、土砂条例部会が8月2日、8月20日に実施、それから9月5日に2回目の三重県環境審議会を開催しており、10月にパブリックコメント、(市町への)意見照会、それから関係団体へ説明をさせていただいて、今日(11月13日)、第3回土砂条例部会ということになりました。

12月下旬に、第3回三重県環境審議会の開催を予定しており、今日の内容報告をさせていただいて、三重県の土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方について(最終案)を審議していただくということになります。

三重県環境審議会においては、岡島部会長から御報告をいただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

最終的に三重県環境審議会から答申をいただいて、来年の2月に条例改正といった手続きを行っていくというふうに考えております。以上になります。

(事務局)

以上スケジュールとなります。今の説明で御質問とかございますでしょうか。それでは本日の部会を終了させていただきます。

(西田廃棄物対策総括監挨拶)